

仕様書

1 業務名 令和7年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託（以下「本件業務」という。）

2 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

本件業務は、全国における鳥取県立美術館（以下「美術館」という。）の認知度向上及び美術館への旅行需要を創出するため「美術館プロモーション事業」を展開し、美術館をはじめとする鳥取県の「美」に着目した魅力を発信することで、観光誘客の促進を図ることを目的とする。

4 業務の内容

美術館をはじめとする鳥取県の「美」に着目した魅力を効果的に発信するための基本コンセプトを設定し、以下の（1）～（4）までの業務内容について企画提案、実施をすること。（1）～（4）に付随する調整業務はすべて受託者にて行うこととし、実費等については委託料の範囲内で実施すること。

なお、鳥取県の既存観光資源については、（公社）鳥取県観光連盟のウェブサイトなどを参考にするとともに新たな魅力を発掘し、可能な限り提案に盛り込むこと。

（1）関西地区（主に大阪府、京都府、兵庫県）、中国（鳥取県、山口県を除く）・四国地方での認知度向上と観光誘客を促す施策の実施

ア 内容

エリアを絞り、美術館の認知度の向上と美術館を核とした鳥取県への観光誘客を促すため、「鳥取の美」をテーマにしたプロモーション施策を企画・運営・実施すること。

イ 具体的な仕様

- （ア）認知度の向上及び実際の誘客につながるような実効性のある、魅力的な企画とすること。
- （イ）指定エリアでのプロモーション施策とは別に瀬戸内国際芸術祭 2025 の来場者に対しての効果的な観光誘客プロモーションを一つのコンテンツとして盛り込むこと。
- （ウ）実際の誘客につながるような実効性のあるプロモーション内容とすること。
- （エ）応募を伴うキャンペーンは必須ではないが提案をする場合は、「SNS」限定とし、企画運営、応募情報の収集・集計・抽選作業、賞品の購入・発送は受託者が行うこと。
- （オ）上記（ア）～（エ）のプロモーション活動の一部において、関西圏域（全国も可）メディア露出を目的としたメディア招致とそれに係る企画運営を1回以上実施すること。

（2）旅行者誘客のためのパブリシティの実施

ア 内容

関西エリア（全国エリアも可）からの美術館を核とする鳥取県内の「美」を組み合わせて情報発信を行うことで、旅行者誘客に繋げることを目的とするパブリシティを実施する。

イ 具体的な仕様

- （ア）鳥取県でのアート旅モデルが十分紹介され、鳥取県内を周遊し、鳥取県内での宿泊を促進するような内容のものであること。（現地取材あり。）
- （イ）関西エリアからの誘客に重点を置いたテレビ番組の放送及びWEBもしくはSNSを活用したパブリシティを計3回実施すること。

ウ メディア露出と効果測定

- （ア）テレビ番組の放送によるパブリシティ
番組放映の実績（広告換算金額等）についての効果測定を行うこと。
- （イ）WEBもしくはSNSを活用したパブリシティ
可能な限りPV数等の数値等を用いて反響が客観的に把握できるよう報告を行うこと。

（3）パンフレットやSNS発信などPRツール類の制作、掲出

ア 内容

- (ア) 美術館をはじめとする鳥取県の「美」に着目した魅力を効果的に発信するPRツール（パンフレット、ポスター等）を制作し、実際の誘客につながるような実効性のある場所に、効果的な数量を納品（掲出・配架）すること。掲載する内容やデザイン、場所、数量等は、事前に委託者・受託者双方で協議の上決定する。
- (イ) 実際の誘客につながるような効果的なSNS発信を行い、発信元を変え3回以上実施すること。
- (ウ) 印刷業務については、原則、鳥取県内の印刷会社に発注すること。
- (エ) 印刷物の色校正は2回以上行うこととし、制作物のデータ一式も併せて納品すること。
- (オ) 本件業務の制作物は、原則、事前の連絡なく二次利用できるものとする。また、二次利用に必要な簡易な変更については、原則、本業務内で対応する。
- (カ) プロモーションに係るSNSの運用にあたっては、投稿内容に対する反応・効果についての分析を適宜行い、委託者の求めに応じ随時報告を行うこと。また、委託者単体での情報発信を行う場合もあるため、投稿内容・投稿時期等については、委託者・受託者双方で随時協議を行うこと。

イ 具体的な仕様

- (ア) 上記（2）と連動した効果的な内容とすること。
- (イ) 数量、サイズ、掲出等の場所、SNS発信対象などは仕様書に定めないが、効果的な手法について提案すること。
- (ウ) 実際の誘客につながるような実効性のある内容とすること。

(4) その他

- ア 上記（1）～（3）以外に業務目的を達成する取り組みについては積極的に提案すること。その場合の経費は原則、委託料に含めるものとする。
- イ 美術館が事業展開している「ユニークベニュー」(<https://tottori-moa.jp/news/7166/>)を活用しての話題作り、旅行商品造成や誘客促進につながる取組についても上記4と絡め、積極的に提案すること。
- ウ 上記（1）～（3）については、令和8年度の観光誘客につながることを念頭に置いたスケジュールで実施すること。

5 その他

- (1) 本件業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者負担とする。
- (2) 本件業務の遂行にあたっては、委託者と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。
- (3) 本件業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (4) 委託者は、本件業務が完全に履行された場合に委託料を払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なったりした場合には、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。